**平成２８年（フ）第３９６号**
兵庫県尼崎市西桜木町39番地の20　ヴィハーラ西桜木町Ⅰ　103号
債務者　木村　市郎
1　決定年月日時　平成28年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２８年（フ）第３８０号**
千葉県我孫子市都部170番地の４（101号）アニメート椋
債務者　荒井真理男
1　決定年月日時　平成28年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月27日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２８年（フ）第２９号**
山口県岩国市南岩国町４丁目54番16号
債務者　門脇　幸枝
1　決定年月日時　平成28年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月27日まで
山口地方裁判所岩国支部

**平成２８年（フ）第８５号**
千葉県袖ケ浦市久保田２丁目６番地６　クレセント21Ｂ104号
債務者　須藤　永莉（旧姓友野・吉田）
1　決定年月日時　平成28年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月28日まで
千葉地方裁判所木更津支部

**平成２８年（フ）第６３５号**
愛知県東海市名和町中前後10番地の１　名和住宅１棟406号、従前の住所愛知県東海市名和町東田20番地の４　アーバンレジデンス202号
債務者　永田　慶子
1　決定年月日時　平成28年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２８年（フ）第５２８号**
神戸市東灘区深江南町１丁目１番58―150号
債務者　矢野　雅洋
1　決定年月日時　平成28年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２８年（フ）第５６９号**
神戸市中央区元町通４丁目２番８―201号
債務者　坂上　　歩
1　決定年月日時　平成28年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２８年（フ）第５８０号**
兵庫県三田市武庫が丘５丁目１番地　Ｎ棟302号
債務者　小田　雅章
1　決定年月日時　平成28年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２８年（フ）第５９３号**
神戸市中央区熊内町７丁目４番15号メゾン橋本302
債務者　帆足　麻弓
1　決定年月日時　平成28年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２８年（フ）第５９８号**
神戸市灘区浜田町３丁目３番11号ルマソネ301
債務者　黒田　由江（旧姓寺本）
1　決定年月日時　平成28年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２８年（フ）第６２３号**
神戸市北区有野台６丁目20番Ｂ９棟308号
債務者　青木　正明
1　決定年月日時　平成28年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２８年（フ）第６２７号**
神戸市兵庫区塚本通５丁目２番10号　旬菜ゆず香２Ｆ、従前の住所神戸市長田区前原町２丁目１番34―404号
債務者　權藤　一巳
1　決定年月日時　平成28年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２８年（フ）第６３５号**
神戸市長田区堀切町２番１号、従前の住所神戸市長田区駒ケ林町３丁目13番10号
債務者　大濵　一哉
1　決定年月日時　平成28年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２８年（フ）第６４１号**
神戸市北区有野中町３―26―９シェーンハイム岡場106号室、住民票上の住所神戸市北区有野町二郎626番地の14
債務者　丸元　紫菜
1　決定年月日時　平成28年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２８年（フ）第８２号**
神奈川県横須賀市吉井２丁目７番13号　長島ハウス５号棟
債務者　渡辺　奈菜（旧姓河合）
1　決定年月日時　平成28年８月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月２日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

**平成２８年（フ）第１４６号**
青森市大字安田字近野447番地８　カサイアパート１号
債務者　木村　幸成
1　決定年月日時　平成28年８月25日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
青森地方裁判所民事部破産係

**平成２８年（フ）第１００号**
青森県弘前市大字桔梗野４丁目９番地15　さつき荘３号、旧住所北海道釧路市鳥取南７丁目２番２号
債務者　金山　　正
1　決定年月日時　平成28年８月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
青森地方裁判所弘前支部